

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会
有料職業紹介事業紹介手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会を職業紹介事業者とし、活動拠点内に置く実施事務所で行う有料職業紹介事業（以下「職業紹介事業」という。）において徴収する手数料に関して、必要な事項を定める。

(手数料の徴収)

第2条 手数料は、職業紹介事業の実施に要する諸経費等として、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限制手数料を徴収するものとし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けないものとする。

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、求職者に支払われる6か月間の賃金額の11.0%以内に相当する額とする。

(手数料の使途)

第4条 手数料は、職業紹介事業を遂行するための経費に充てる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年10月1日から施行する。